

H30.4.1サービス利用分～ 総合事業の単価・報酬 の変更について

平成30年度からの「介護予防・日常生活支援総合事業」事業者説明会

鯖江市、越前市、池田町、南越前町、越前町

平成30年1月18日(木)

現行相当サービスにおける 基本報酬について①

(参考) 丹南5市町サービス類型一覧表「A3用紙」

通所型サービスについて、

要支援2で**週1回**程度利用する場合の

月額**1,647**単位、1回単価**378**単位を導入

現行相当サービスにおける 基本報酬について②

「月額」「1回単価」「日割り」

の設定があるが、**原則「月額」**で算定する。

● H30年度～追加点

※週1回程度利用予定の人が当月**3**回以上利用した場合

週2回程度利用予定の人が当月**5**回以上利用した場合

(入退院を伴わない体調不良や利用者の都合による欠席の場合)

⇒ **「月額」**を用いる。

ただし、次のページ、1回単価を用いる場合に留意する。

● 1回単価を用いる場合

① 月途中の利用者との契約開始・解除（転出入を除く）

※参考：平成28年3月31日付厚生労働省事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（確定版）」
…★印の部分

② 月途中の入院による利用中止および退院による利用開始

● 日割りを用いる場合

上記①・②以外の月途中の事由については、平成28年3月31日付厚生労働省事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（確定版）」に基づき、日割りにて算定をする。

終わりに…

今回の説明会においては、平成30年1月18日時点の決定事項に基づき、資料を作成しております。今後、国の動向（H30年度の介護報酬改定額等）を考慮し、金額等の改定の可能性があります。